情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 **0120-506081**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

お知らせ **「ご契約内容のお知らせ等」を送付します。**

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。
※郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。

インターネット **お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。**

参照 P15をご確認ください。

※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

〈ご利用時間〉
月～土曜日：午前8時～午後11時45分／日曜日：午前8時～午後8時
（祝日・12/31～1/3を除く）

ホームページ **https://www.sumitomolife.co.jp**

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。
「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら

生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。
募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

●募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。

●保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。

●**本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。**

●募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店にご確認ください。

●募集代理店では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする平準払年金保険のお申込みはお断りしています。

●法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合があります。

●本商品に関して、募集代理店による元本および利回りの保証はありません。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり―定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の記載は、
2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

［募集代理店］

SMBC 三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

［引受保険会社］

住友生命保険相互会社
本　　社　〒540-8512　大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435（大代表）
〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp
住友生命　検索

個C-23-59(2024.4) 372B0A1D24-V1-0009000

2024年4月版

予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険

充実みらい global グローバル

充実みらい global グローバル 学資積立プラン

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

［お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。］

①契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

②給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載（「注意喚起情報 9」）された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。

③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載（「注意喚起情報 5」）されていますので、必ずご確認ください。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

［募集代理店］

SMBC 三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

［引受保険会社］

住友生命

見やすいデザイン UCDA 第三者認証

1S2201012(2)

充実みらい global グローバル / 充実みらい global グローバル 学資積立プラン は、外貨の好金利を活か した将来の資産づくりを目的とする個人年金保険です。

各国の金利の推移

アメリカ・オーストラリア・日本の10年国債流通利回りの推移
（2013年10月～2023年9月の各月末時点の数値）

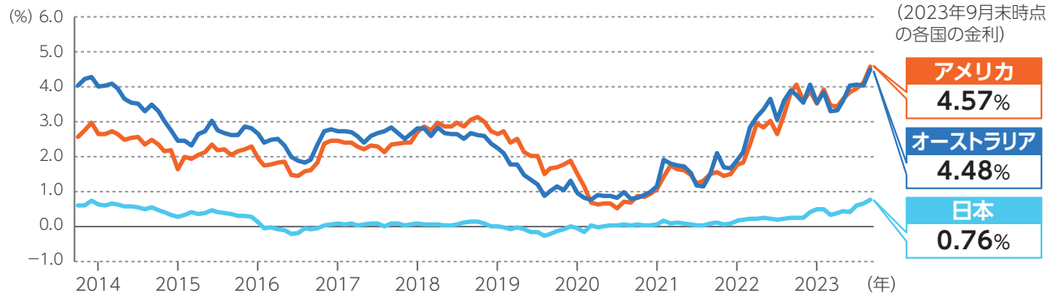

※Bloomberg社データより住友生命にて作成。

●このグラフは2013年10月から2023年9月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。また、将来も上記推移が続くことを保証するものではありません。

通貨を分散して持つことが重要です

日本は食料の自給率は38.0%、エネルギーの自給率は13.3%となっており、これらの多くを輸入しています。円高・円安の影響で物価とともに、円建資産の価値は変動します。

一般的に円安になると

食品やエネルギーなどの輸入価格が**上昇**

食品 光熱費 輸入品 etc.

円建資産の価値減少

などの物価上昇

一般的に円高になると

食品やエネルギーなどの輸入価格が**下落**

食品 光熱費 輸入品 etc.

円建資産の価値増加

などの物価下落

円建資産と外貨建資産の両方を保有すると…

円建資産の価値が減少する一方、**外貨建資産の価値は増加**するので、**バランスが取れます。**

円建資産の価値が増加する一方、**外貨建資産の価値は減少**するので、やはり**バランスが取れます。**

外貨建の資産を取り入れ、通貨を分散することでリスクを抑制することができます。

●「1つのカゴに卵を盛るな」という西洋のことわざがあります

卵を1つのカゴに全部入れた場合
（1つの資産だけを保有している場合）

1つカゴを落とすと… 全部割れる。

複数のカゴに分けた場合
（複数の資産を保有している場合）

1つカゴを落としても… ほかの卵は無事。

円建資産と外貨建資産をバランスよく保有しましょう

【出典】食料自給率…農林水産省令和4年度食料需給表
エネルギー自給率…資源エネルギー庁令和3年度（2021年度）におけるエネルギー需給実績（確報）

外貨の金利を活かしたい

米ドルや豪ドルの好金利を活かして**効率よい資金づくり**が期待できます。

アメリカ　オーストラリア

指定通貨は、**米ドル・豪ドル**から選べます。

でも為替リスクは抑えたい

毎月、円を指定通貨へ換算することで**為替リスクを抑制**します。

時間を味方につけた積み立てと**ドルコスト平均法**（詳しくはP7参照）の効果で、**為替リスクを抑制**します。

ほかにも さまざまな特徴があります。

- 円貨でのお払込額に応じて、「たのしみランク」を適用
- 個人年金保険料控除の活用で、所得税・住民税を軽減可能
- 医師の診査や告知は不要
- お子さまの教育資金対策として学資積立プランもご用意

充実みらい global グローバル は、外貨と長期積立のメリットを活かした個人年金保険です。

指定通貨 米ドル・豪ドル | 契約年齢 0歳～75歳 | 円貨払込額 5,000円～ | 医師の診査や告知は不要 | 全期前納も可能

参照 取扱基準はP21～23「契約概要 5」をご確認ください。

Point 1

● 毎月の保険料は一定金額を 円貨でお払込み

毎月、円貨でお払い込みいただく金額（円貨払込額）を指定通貨に換算した保険料は、為替レートの変動に応じて、**毎月変動（増減）**します。
ご契約の円貨払込額に応じて、**たのしみランク**が適用されます。

<たのしみランク(*1)について>
ご契約の円貨払込額が**15,000円**以上の場合、たのしみランクの適用がない契約より、保険料に対する年金原資の割合が高くなります。円貨払込額が**30,000円**以上の場合、適用されるたのしみランクがより高くなります。

しくみ図（イメージ）※月払いの場合

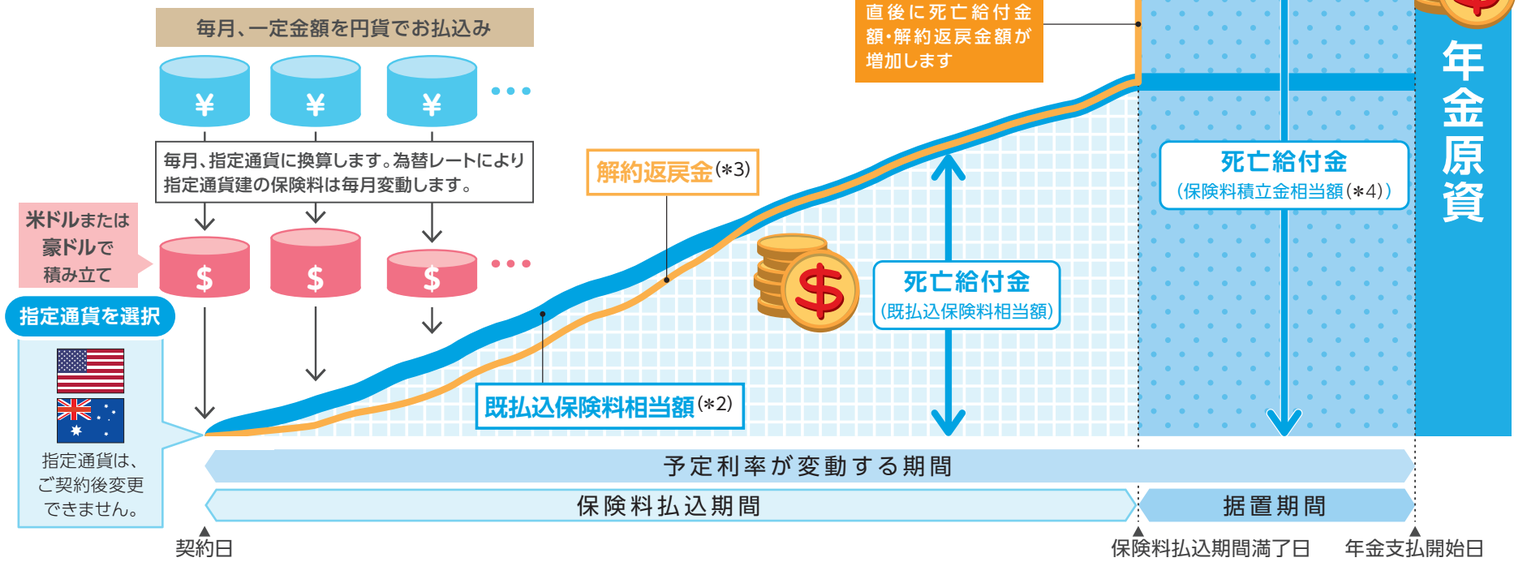

(*1) 当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しています。なお、「ご契約のしおり－定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しています。

(*2) 既払込保険料相当額は、毎月円貨払込額を指定通貨に換算した額の合計額となります。

(*3) 契約日からの経過年数が10年未満の場合、解約返戻金額の計算には解約控除が適用されます。

(*4) 将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくお金のことをいいます。為替レートや予定利率により保険料積立金額が既払込保険料相当額を下回る場合は既払込保険料相当額となります。

参照 お客さまにご負担いただく費用の詳細はP29・30「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

Point 2

● 外貨の好金 利を 活かした運用

ご契約後の**予定利率は毎月**応じて予定利率もゆるやかに予定利率は**1.50%を最低保**

参照 予定利率についてはらではのしくみがあり

見直します。市場金利の変動に対連動します。
証します。

P5～8「充実みらいグローバルなます。」をご確認ください。

Point 3

● 年金原資や年金受取総額を 大きくするしくみ

- **保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑える**ことで保険料払込期間満了日以後の年金原資などが大きくなるしくみとしています。
- **据置期間を契約時に設定することで**、年金原資などがより大きくなります。

- **受け取る通貨は、円貨または指定通貨から選択**できます。
- 年金支払開始時に年金受取にかえて**年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。**

⚠ ● 年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

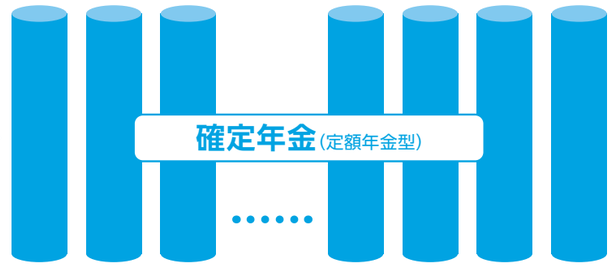

※確定年金は5年・10年・15年から選択いただきます。なお、年金支払開始時に年金総額保証付終身年金への変更を取り扱います。

参照 P19・20「契約概要 3」をご確認ください。

⚠
- 為替レートの変動により、「死亡給付金、解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回るおそれがあります。
- 死亡給付金額・解約返戻金額・年金原資および年金額は**ご契約時に定まりません**。
- 特に保険料払込期間中の死亡保障は、既払込保険料相当額に抑えているため、為替レートの変動によっては、「死亡給付金や解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を**下回ります**。
- **被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。**

充実みらい global グローバル / 充実みらい global グローバル 学資積立プラン ならではのしくみが ありま す。

これから金利が上昇するかも…今加入していいのかな？

充実みらいグローバルは**契約後も予定利率(*1)を毎月見直す**ので、将来の金利上昇をキャッチアップできます！

予定利率の設定方法

- ご契約後の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日の属する月から当月までの各予定利率計算基準利率を平均した利率とします。
- そのため、金利上昇局面で予定利率はゆるやかに上昇し、金利下落局面では予定利率はゆるやかに下落します。

参照 P16～18「契約概要 2」をご確認ください。

【予定利率のイメージ】

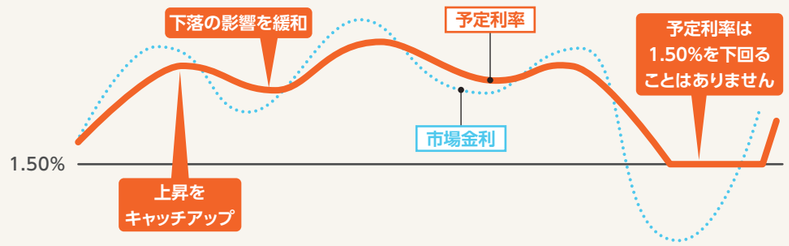

予定利率の具体例

例：4月1日契約の場合、5月の予定利率は、4月の予定利率計算基準利率①と5月の予定利率計算基準利率②を平均した利率になります。

月		4月	5月	6月	7月
予定利率計算基準利率		①:2.00%	②:2.40%	③:2.80%	④:2.60%
予定利率	4月1日契約の場合	① 2.00%	(①+②)÷2 2.20%	(①+②+③)÷3 2.40%	(①+②+③+④)÷4 2.45%
	5月1日契約の場合	—	② 2.40%	(②+③)÷2 2.60%	(②+③+④)÷3 2.60%
	6月1日契約の場合	—	—	③ 2.80%	(③+④)÷2 2.70%
	7月1日契約の場合	—	—	—	④ 2.60%

※予定利率は、小数点第3位を四捨五入します。

(*1) 年金支払開始日前において、予定利率とは、保険料積立金の計算に際して使用する利率をいいます。なお、保険料積立金は、予定利率の他に予定死亡率、予定事業費率等を用いて計算しており、単に保険料に予定利率を付与して積み立てられるものではありません。また、この予定利率は、年金支払開始日前まで(年金支払開始日の繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)毎月見直します。

金利が下がったら予定利率も低くなっちゃうんだよね…？

充実みらいグローバルの予定利率には、**1.50%の最低保証(*2)**があります！

①予定利率3.00%が継続した場合 ②予定利率1.50%が継続した場合 のご契約例

【ご契約例】
契約年齢：30歳･男性　円貨払込額：30,000円(たのしみランク適用)　払込保険料総額：126,000米ドル
保険料払込期間：35年　指定通貨：米ドル
据置期間：なし　保険料払込方法：月払い

<前提>
- 円貨払込額を指定通貨建の保険料に換算する為替レートを100円としています。

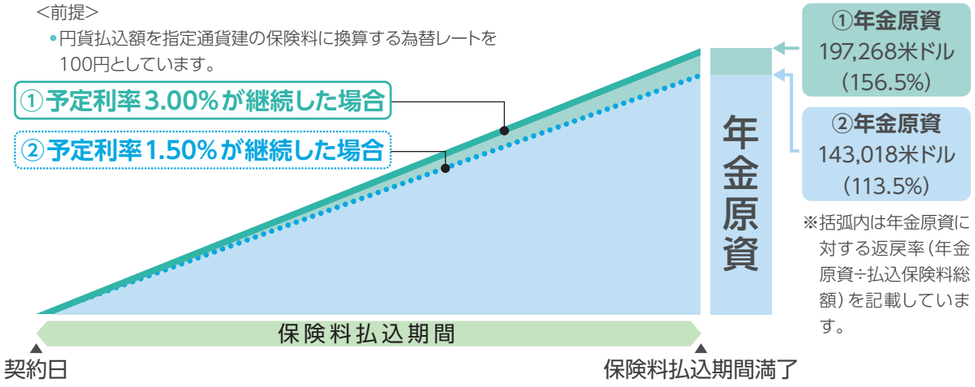

※括弧内は年金原資に対する返戻率(年金原資÷払込保険料総額)を記載しています。

(*2) 米ドル･豪ドルともに年金支払開始日前まで(繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)の予定利率が最低保証されます。
なお、充実みらいグローバル<学資積立プラン>も同様です。

据置期間を設定し、年金原資をより大きくすることが可能です。

【ご契約例】
契約年齢：30歳･男性　円貨払込額：30,000円(たのしみランク適用)　払込保険料総額：126,000米ドル
保険料払込期間：35年　指定通貨：米ドル
据置期間：5年　保険料払込方法：月払い

<前提>
- 円貨払込額を指定通貨建の保険料に換算する為替レートを100円としています。

前提	年金原資
①予定利率3.00%が継続した場合	224,828米ドル(178.4%)
②予定利率1.50%が継続した場合	151,433米ドル(120.1%)

※括弧内は年金原資に対する返戻率(年金原資÷払込保険料総額)を記載しています。

※記載のご契約例に基づく数値は1米ドル未満および小数点第2位以下を切り捨てて記載しています。

- 予定利率や為替レートの変動によって、年金原資は変動します。
- 上記はシミュレーションであり、将来の年金原資等の確実性を示唆または保証するものではありません。

充実みらいglobal グローバル 充実みらいglobal グローバル 学資積立プラン ならではのしくみが ありま す。

充実みらいグローバルは
時間を味方につけた積み立てと、ドルコスト平均法(*1)により、
保険料払込期間中の**為替リスク軽減が期待できます！**

- 充実みらいグローバルは、毎月円貨でお払い込みいただく金額を一定金額とし、毎月の為替レートによって指定通貨に換算するため、円高のときには大きな額を積み立て、円安のときには積み立てる額を少なくする効果があり、為替リスクの軽減が期待できます。

※6か月定期一括払・12か月定期一括払・全期前納の場合も、各月分の円貨払込額を毎月住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算します（お払込み時にまとめて指定通貨に換算するものではありません）。

<例:毎回10,000円ずつ米ドルを購入した場合>

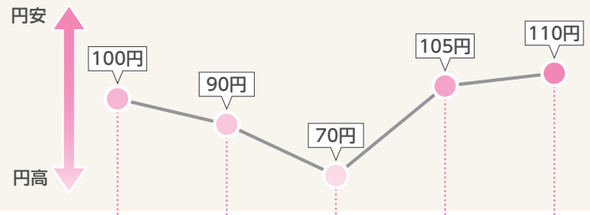

下記の例では、毎回10,000円ずつ米ドルを購入した場合、円高のときに多くの米ドルを購入することができたため、平均購入価格を抑えることができました。

	1米ドルの購入額		100円	90円	70円	105円	110円	合計	平均購入価格
ドルコスト平均法	毎回10,000円ずつ購入した場合	円貨	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	50,000円	1米ドル 92.93円
		米ドル	100米ドル	111米ドル	142米ドル	95米ドル	90米ドル	538米ドル	
	毎回100米ドルずつ購入した場合	米ドル	100米ドル	100米ドル	100米ドル	100米ドル	100米ドル	500米ドル	1米ドル 95.00円
		円貨	10,000円	9,000円	7,000円	10,500円	11,000円	47,500円	

※上記はドルコスト平均法の効果をわかりやすく示すためのイメージであり、実際のドルコスト平均法の成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※為替手数料は考慮していません。1米ドル未満は切り捨てて計算しています。

参照 6か月定期一括払・12か月定期一括払・全期前納の詳細は P21～23「契約概要 5」をご確認ください。

(*1)一定額の円貨で外貨を継続的に購入する方法を「ドルコスト平均法」といいます。一定額の円貨で外貨を継続的に購入することにより、価格が安いとき（円高のとき）には大きな額を、価格が高いとき（円安のとき）には少ない額を購入することができ、平均購入価格を抑える効果が期待できます。

充実みらいグローバルでは、**年金支払開始日を繰り下げることができます**（最長３年間）。
これから円安が期待できるかもしれない…といった場合にこの制度をご活用ください。

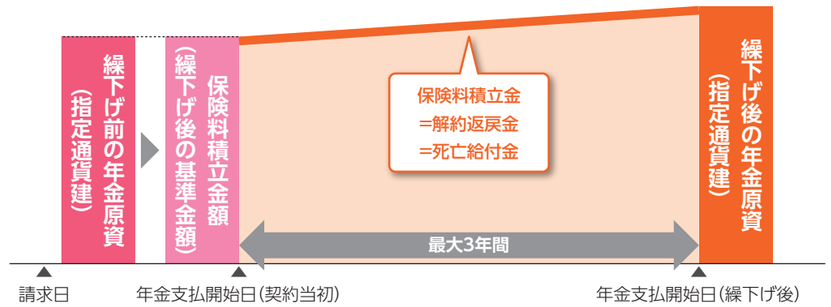

※繰下げのご請求ができるのは1度限りです。また、年金支払開始年齢が85歳（学資積立プランの場合は18歳）を超えるご請求はお取り扱いできません。

参照 P18「契約概要 2」の「特徴5」をご確認ください。

<ご参考>為替レートの推移

■米ドル・豪ドルの為替レート（TTM）の推移
（2013年10月～2023年9月の各月末時点の数値）

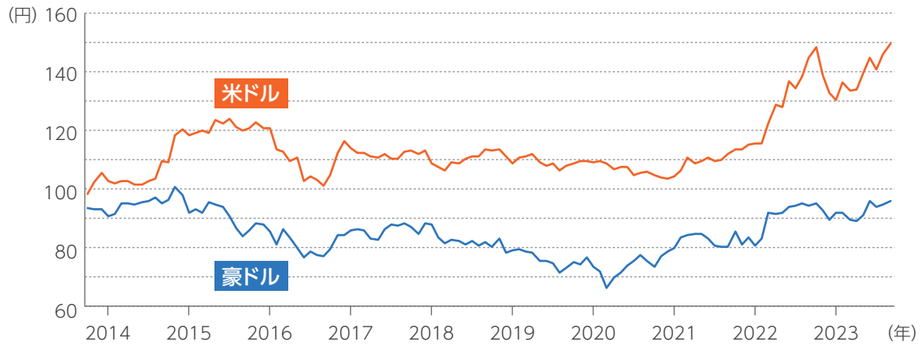

※Bloomberg社データより住友生命にて作成。
記載の為替レート（TTM）は本商品で使用する為替レートとは異なる可能性があります。

■為替レート（TTM）の最高値（円安）・最安値（円高）
（2013年10月～2023年9月の日次数値から抜粋）

通貨	最高値（円安）	最安値（円高）
米ドル	150.26円	96.80円
豪ドル	102.04円	62.57円

- このグラフは2013年10月から2023年9月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。**また、将来も上記推移が続くことを保証するものではありません。**

充実みらい global グローバル 学資積立プラン は、教育資金の積み立てにご活用いただけます。

⚠ ●学資積立プランでは契約者の保障はありません。(被保険者(例:お子さま)の保障は下記のとおり死亡保障があります。)

指定通貨 米ドル・豪ドル | 契約年齢 0歳～8歳 | 医師の診査や告知は不要 | まとまった資金を活用する全期前納も可能

参照 取扱基準はP21～23「契約概要 5」をご確認ください。

Point 1

● 毎月の保険料は一定金額を 円貨でお払込み

毎月、円貨でお払い込みいただく金額(円貨払込額)を指定通貨に換算した保険料は、為替レートの変動に応じて、毎月変動(増減)します。
ご契約の円貨払込額に応じて、たのしみランクが適用されます。

<たのしみランク(*1)について>
ご契約の円貨払込額が15,000円以上の場合、たのしみランクの適用がない契約より、保険料に対する年金原資の割合が高くなります。円貨払込額が30,000円以上の場合、適用されるたのしみランクがより高くなります。

しくみ図(イメージ) ※月払いの場合

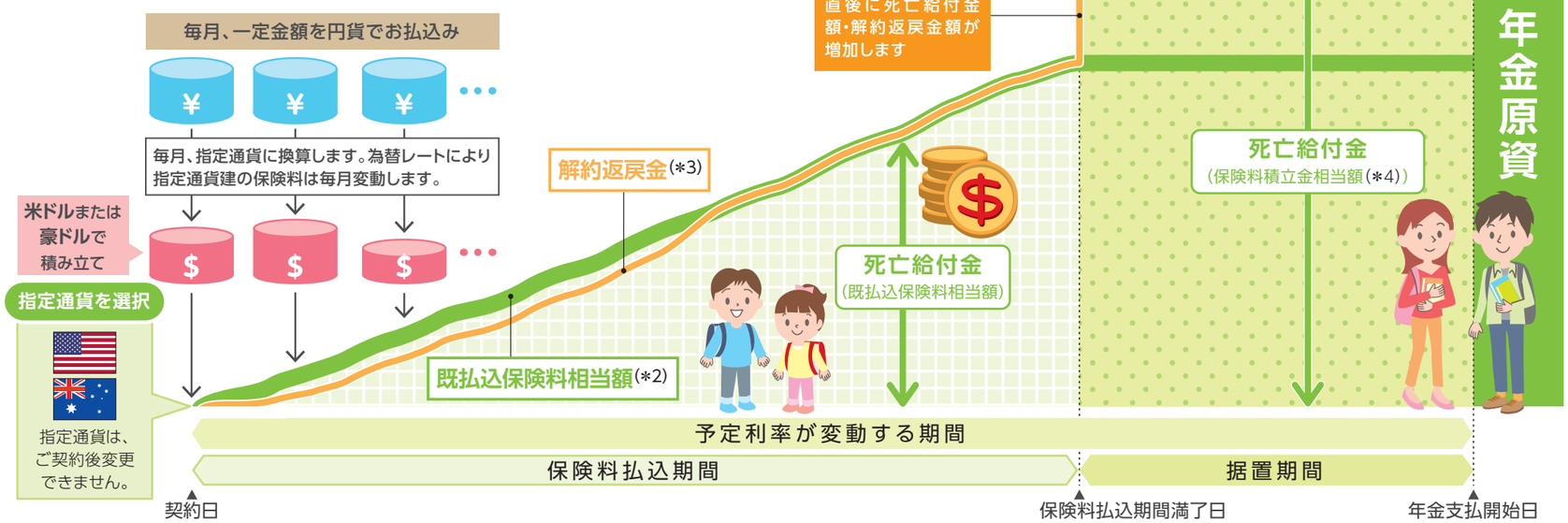

(*1) 当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しています。なお、「ご契約のしおり―定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しています。
(*2) 既払込保険料相当額は、毎月円貨払込額を指定通貨に換算した額の合計額となります。
(*3) 契約日からの経過年数が10年未満の場合、解約返戻金額の計算には解約控除が適用されます。
(*4) 将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくお金のことをいいます。為替レートや予定利率により保険料積立金額が既払込保険料相当額を下回る場合は既払込保険料相当額となります。

参照 お客さまにご負担いただく費用の詳細はP29・30「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

Point 2

● 外貨の好金 利を 活かした運用

ご契約後の予定利率は毎月見直しします。市場金利の変動に対応して予定利率もゆるやかに連動します。
予定利率は1.50%を最低保証します。

参照 予定利率についてはP5～8「充実みらいグローバルならではのしくみがあります。」をご確認ください。

Point 3

● 年金原資や年金受取総額を大きくするしくみ

- 保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで保険料払込期間満了日以後の年金原資などが大きくなるしくみとしています。
- 据置期間を契約時に設定することで、年金原資などがより大きくなります。

● 受け取る通貨は、円貨または指定通貨から選択できます。

参照 P19・20「契約概要 3」をご確認ください。

⚠ ●為替レートの変動により、年金原資や年金の円換算額は変動します。将来、円貨で決まった金額をご用意されたい場合はご注意ください。

※年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。

⚠ ●年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

⚠
- ●為替レートの変動により、「死亡給付金、解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回るおそれがあります。
- ●死亡給付金額・解約返戻金額・年金原資および年金額はご契約時に定まりません。
- ●被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- ●特に保険料払込期間中の死亡保障は、既払込保険料相当額に抑えているため、為替レートの変動によっては、「死亡給付金や解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回ります。
- ●契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります)。

個人年金保険料控除について

以下の要件すべてを満たす場合、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加していただくことにより、お払い込みいただいた保険料は、「個人年金保険料控除」の対象となります。他の個人年金保険料と合算し、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」とは別枠で、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。前納した場合、毎年、前納期間に応じて計算する金額が個人年金保険料控除の対象となります。

個人年金保険料控除の対象となるための要件

①年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
②年金受取人は被保険者と同一であること
③保険料払込期間が10年以上あること
④年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

※個人年金保険料税制適格特約('90)を付加されない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

※充実みらいグローバルの保険料は指定通貨建ですが、控除対象となる金額は円貨払込額となります。

■生命保険料控除制度と控除限度額（契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合）

全体の所得控除限度額	
所得税	120,000円
住民税	70,000円

一般生命保険料控除 所得控除限度額		介護医療保険料控除 所得控除限度額		個人年金保険料控除 所得控除限度額	
所得税	40,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

※控除対象外となる契約もあります（生命保険料控除対象外となる特約等）。

※住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。

詳細 「ご契約のしおり－定款・約款」の『個人年金保険料控除について』をご確認ください。

<ご参考>所得税・住民税の概算軽減額（契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合）

■**生命保険料控除制度**を利用されていない方が新たに税制適格要件を満たした**個人年金保険**に加入した場合

- たとえば、保険料を年間**8万円**以上支払うと、所得控除額は**4万円**となります。
- その年中に支払いを受けた配当金等がある場合は、その額を差し引いた保険料となります。
- 家族構成・収入によって金額は異なりますが、所得税・住民税が**軽減**されます。

所得税・住民税概算軽減額（例）

家族構成	年間収入金額（給与年収）	「生命保険料控除制度」利用前後の課税所得（所得税） 利用前	利用後	合計軽減額（①+②）	① 所得税軽減額	② 住民税軽減額
独身者	400万円	1,680,000円	1,640,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,980,000円	2,940,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦	400万円	1,300,000円	1,260,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,600,000円	2,560,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	4,040,000円	4,000,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子ども1人	600万円	2,220,000円	2,180,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	3,660,000円	3,620,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子ども2人	600万円	1,590,000円	1,550,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	3,030,000円	2,990,000円	6,800円	4,000円	2,800円

※上記家族構成および年間収入金額の前提に基づき住友生命にて算出。所得税額等は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にしてください。

● 記載の内容は2024年4月現在の税制によります。**今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。**なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

為替リスクについて

為替レートによっては年金原資の円換算額が円貨払込額の合計額を下回ることがあります。

ご契約例に基づく試算

【ご契約例】
契約年齢：30歳・男性　円貨払込額：30,000円（たのしみランク適用）　払込保険料総額：126,000米ドル
保険料払込期間：35年　指定通貨：米ドル
据置期間：なし　保険料払込方法：月払い

<前提>
- 円貨払込額を指定通貨建の保険料に換算する為替レートを100円としています。

契約例		①予定利率3.00%が継続した場合	②予定利率1.50%が継続した場合
円貨払込額の合計額		1260万円	1260万円
年金原資		197,268米ドル	143,018米ドル
年金原資の円換算額 <年金原資×円貨に換算する住友生命所定の為替レート>	120円の場合	2367万円（187.8%）	Ⓐ1716万円（136.2%）
	100円の場合	1972万円（156.5%）	Ⓑ1430万円（113.5%）
	80円の場合	1578万円（125.2%）	Ⓒ1144万円（90.8%）

円高により円貨払込額の合計額を下回る例

※括弧内は年金原資の円換算額に対する返戻率（年金原資の円換算額÷円貨払込額の合計額）を記載。
※小数点第2位以下、万円未満を切り捨てて記載しています。
※1米ドル未満は切り捨てて計算しています。

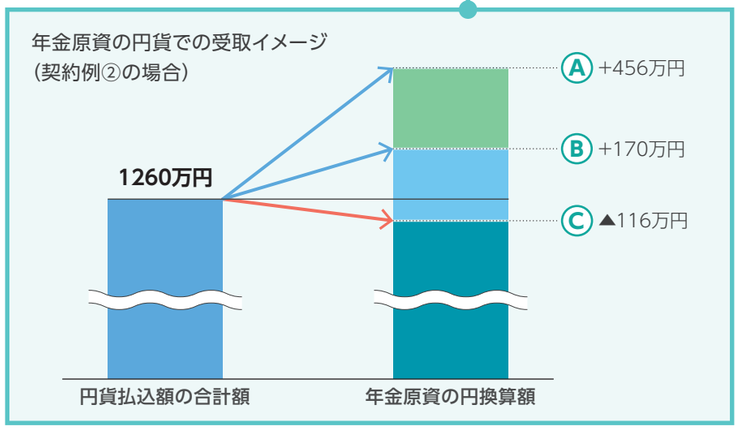

参照 住友生命所定の為替レートはP30「注意喚起情報『通貨を換算する場合にかかる費用』」の表をご確認ください。

● これらはシミュレーションであり、**将来の年金原資等の確実性を示唆または保証するものではありません。**

ご契約後の安心サービス

スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

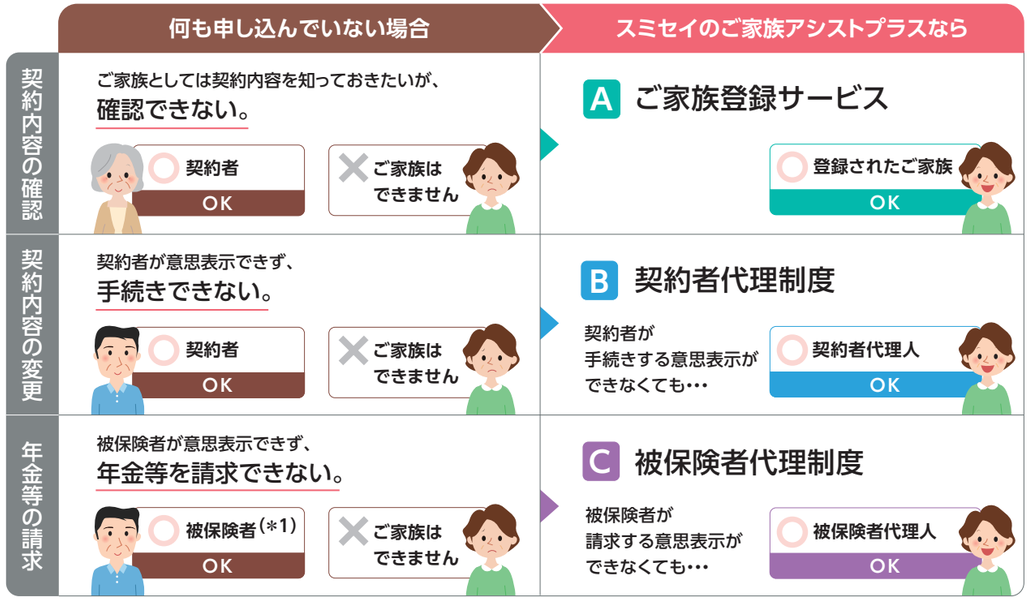

(*1)保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ

■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、被保険者には③について同意を得てください。

①各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
②ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
③被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること
(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。

(*2)契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただきます。
※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
- 基準金額の減額
- 解約 等

対象外となるお手続き

- 年金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約における契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*3)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**年金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**年金等のご請求**をすることができます。
- 年金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。

(*4)被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者のためにご使用いただきます。
※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

参照 P23～26「契約概要 6」をご確認ください。

記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

ご契約後の安心サービス

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

スミセイダイレクトサービス

タイミングを逃さず解約をしたいとき

ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額(*1)(*2)をご指定の口座に送金(*3)します。

(*1)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
(*2)請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。
(*3)請求日の3～4営業日後に特定取引用口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間	
インターネット	(平日) 午前11時～午後11時45分
電話 (0120-506081)	(平日) 午前11時～午後6時

契約内容の確認やお手続きをしたいとき

ご契約内容照会サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。

[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル	午前10時00分頃	豪ドル	午前10時40分頃

各種お手続きサービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき

財産状況照会サービス

照会日時点の解約返戻金額や将来の年金原資の試算額(*4)をご確認いただけます。

(*4)照会日時点の為替レートや最低保証する予定利率(1.50%)に基づき試算した金額となります。

メールお知らせサービス

据置・繰下げ期間中に限り、解約返戻金の円換算額(*5)が既払込円貨払込額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。(*5)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

① ご契約時にあわせてお申し込みください。
② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからもログイン画面へアクセス可能です。

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。
※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています**。「注意喚起情報」および「ご契約のしおり－定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり－定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

■ **引受保険会社**：**住友生命保険相互会社**
■ 住所　：本社　〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
■ 電話　：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
　住友生命のお問合せ窓口　0120-506081
■ ホームページ：住友生命　検索　https://www.sumitomolife.co.jp

2 商品の特徴について

■「充実みらいグローバル」「充実みらいグローバル<学資積立プラン>」は、住友生命の「予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険」の愛称です。

参照 本商品のしくみ図(イメージ)についてはP3・4・9・10をご確認ください。

参照 解約返戻金の詳細はP27「契約概要 8」をご確認ください。

特徴1 指定通貨の選択

■この保険は、指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の個人年金保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。

■ご契約時に通貨を指定いただきます。指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。

■年金、死亡給付金、解約返戻金等のお支払いは指定通貨建となります。なお、保険料円貨払込特約(円貨払込額指定型)が付加されますので、保険料を指定通貨にかえて円貨でお払い込みいただきます(毎月円貨でお払い込みいただく金額(円貨払込額)を一定額としますので、指定通貨建の保険料は毎月変動します)。また、ご請求により年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

⚠ ●為替レートの変動により、「死亡給付金、解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を**下回るおそれがあります**。

次ページにつづく

特徴2　予定利率計算基準利率・予定利率について

■予定利率(*1)は、毎月1日に設定される予定利率計算基準利率に基づき、年金支払開始日前まで(年金支払開始日の繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)毎月見直します。

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>予定利率計算基準利率</td><td>

予定利率計算基準利率は、予定利率を計算する際に使用する利率で、毎月1日に設定します。
予定利率計算基準利率は、指定通貨に対応する指標金利から−1.0%～+1.5%の範囲内で定める値とします。

<table>
<tr><th>指定通貨</th><th>指標金利</th></tr>
<tr><td>米ドル</td><td>残存期間10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り</td></tr>
<tr><td>豪ドル</td><td>残存期間10年のオーストラリア連邦国債の流通利回り</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>予定利率</td><td>

契約日における予定利率は、契約日の属する月の予定利率計算基準利率とします。
ご契約後の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日の属する月から当月までの各予定利率計算基準利率を平均した利率とします。
年金支払開始日前まで(年金支払開始日の繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)の予定利率は1.50%が最低保証されます。
契約日における予定利率は、契約日から翌月の月単位の契約応当日の前日まで適用します。したがって、お申込み月の月末までに第1回保険料(円貨払込額)のお払込みがなく契約日が変更となった場合、お申込み時にご案内した予定利率と変わることがあります。
ご契約後の月単位の契約応当日における予定利率は、月単位の契約応当日からその直後に到来する月単位の契約応当日の前日まで適用します。
毎月の予定利率の設定例

前提　①4月の予定利率計算基準利率:2.00%　③6月の予定利率計算基準利率:2.80%
②5月の予定利率計算基準利率:2.40%　④7月の予定利率計算基準利率:2.60%
<table>
<tr><th rowspan="2">契約日</th><th colspan="4">契約日が左記の場合の各ご契約に適用される毎月の予定利率</th></tr>
<tr><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th></tr>
<tr><td>4/1</td><td>2.00%
(①)</td><td>2.20%
(①+②)÷2</td><td>2.40%
(①+②+③)÷3</td><td>2.45%
(①+②+③+④)÷4</td></tr>
<tr><td>5/1</td><td>——</td><td>2.40%
(②)</td><td>2.60%
(②+③)÷2</td><td>2.60%
(②+③+④)÷3</td></tr>
<tr><td>6/1</td><td>——</td><td>——</td><td>2.80%
(③)</td><td>2.70%
(③+④)÷2</td></tr>
<tr><td>7/1</td><td>——</td><td>——</td><td>——</td><td>2.60%
(④)</td></tr>
</table>
※各予定利率計算基準利率を平均した予定利率は、小数点第3位を四捨五入します。

ご契約日から120か月を超えた場合の予定利率は、当月を含めて直近120か月の予定利率計算基準利率の平均とします。

</td></tr>
</table>

(*1)年金支払開始日前において、予定利率とは、保険料積立金の計算に際して使用する利率をいいます。また、保険料積立金は、予定利率の他に予定死亡率、予定事業費率等を用いて計算しており、単に保険料に予定利率を付与して積み立てられるものではありません。なお、年金支払開始日(年金支払開始日の繰下げを行った場合は、繰下げ後の年金支払開始日)以後における予定利率は、年金額の計算に際して使用する利率をいいます。また、年金額も、予定利率の他に予定死亡率、予定事業費率等を用いて計算しており、単に年金原資に予定利率を付与して年金額を計算するものではありません。

次ページにつづく

●予定利率計算基準利率は、住友生命ホームページでご確認いただくか、お問合せ窓口にお問い合わせください。
●「契約日における予定利率」は保険証券でご確認いただけます。また、「直近1年間に適用された予定利率」は、年1回、契約者にお知らせします。

特徴3　据置期間の設定

■据置期間とは保険料払込期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間のことをいいます。

■保険料払込期間満了後に据置期間を設定することで、年金原資などがより大きくなります。

参照　据置期間についてはP21～23「契約概要 5」をご確認ください。

特徴4　死亡時の保障

■年金支払開始日前の死亡給付金額は、保険料払込期間中の場合、既払込保険料相当額となります(据置期間中の場合、保険料積立金相当額と保険料払込期間満了の日における死亡給付金額のいずれか大きい金額となります)。

■年金支払開始日の繰下げを行った場合、繰下げ期間中の死亡給付金額は、据置期間中と同じく、保険料積立金相当額と保険料払込期間満了の日における死亡給付金額のいずれか大きい金額となります。

特徴5　年金支払開始日の繰下げ

■年金支払開始日の3か月前から2週間前までの間に年金支払開始日を繰り下げることができます(最長3年。年金支払開始日の繰下げのお取扱いは1回に限ります)。ただし、年金支払開始年齢が85歳(学資積立プランの場合は18歳)を超える繰下げはできません。

■繰下げ期間中の保険料積立金額は繰下げ時に適用される予定利率(*2)および経過年月数により増加し、年金支払開始日(繰下げ後)の前日の保険料積立金額が年金原資となります。

(*2)適用される予定利率は、繰下げ期間中、一定です。
なお、繰下げ時における予定利率の最低保証はありません。

特徴6　簡単な申込手続き

■告知や医師の診査は不要ですので、簡単な手続きでお申し込みいただけます。

3 年金のお受取方法について

■年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。年金は指定通貨建での受取りのほか、円貨でお受け取りいただけます。年金支払開始日以前に円貨でのお支払いの請求があった場合には、年金支払開始日における年金原資を年金支払開始日の住友生命所定の為替レートにより円換算して、年金をお支払いします。

■年金支払開始日後に円貨でのお支払いの請求があった場合には、請求日の未払年金の現価を請求日の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額および請求日の翌日における住友生命の定める率により計算した金額を請求日後に到来する年金支払日に年金としてお支払いします。

⚠ ●年金原資、未払年金の現価を円換算した後は、**指定通貨でのお支払いはできません。**

■年金での受取りのほか、年金支払開始日前にご請求いただくことにより、年金での受取りにかえて年金原資を一時金でお受け取りいただけます。一時金で受け取る場合も、指定通貨での受取りのほか円貨での受取りも選択できます。

⚠ ●年金支払開始日に計算した第1回年金額が住友生命の定める額を下回る場合は、**年金でのお支払いをお取り扱いできません。**その場合、**年金原資を一時金でお支払いし、ご契約は消滅します。**

■ご契約時にお選びいただける年金種類は以下のとおりです。

商品	年金種類	内容	しくみ図
充実みらいグローバル	**確定年金(定額年金型)** •5年確定年金 •10年確定年金 •15年確定年金	被保険者の生死にかかわらず、あらかじめ定めた期間(*1)、一定金額の年金をお支払いします。	例:10年確定年金(定額年金型) 年金支払期間(=10年)
充実みらいグローバル<学資積立プラン>	**確定年金** **(第1回年金倍額型)** •5年確定年金	被保険者の生死にかかわらず、あらかじめ定めた期間(*2)、年金をお支払いします。第1回年金は第2回以降の年金額の倍額を、第2回以後の年金は一定額の年金をお支払いします。	5年確定年金(第1回年金倍額型) 年金支払期間(=5年) ※第1回年金のみ第2回以後の年金額の2倍相当額をお支払い

(*1)5年間・10年間・15年間　(*2)5年間

●住友生命の定めるところにより、年金支払開始時に年金種類を変更することができます。なお、年金支払開始後の変更はできません。
●「充実みらいグローバル」については住友生命の定めるところにより、年金支払開始時に年金総額保証付終身年金に変更することができます。年金支払開始時に、保証期間付終身年金移行特約を付加いただきます。
●年金を指定通貨にかえて円貨でお受け取りいただくこともできます。

参照 P23~26「契約概要 6」をご確認ください。

次ページにつづく

⚠ ●年金支払開始日以後に一時金受取りの請求をいただいた場合、年金支払日が到来した年金および残存年金(年金総額保証付終身年金の場合、残存保証期間に応じた金額)部分の一時金の支払いとなります。年金支払いの際には、年金額に応じた費用を控除するため、支払額の合計が年金原資や既払込保険料相当額を**下回る場合があります。**

4 保障内容について

お支払内容	お支払理由	お支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき	**<保険料払込期間中>** 既払込保険料相当額 **<据置期間中(*)>** 保険料積立金相当額と保険料払込期間満了の日における死亡給付金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
年金	年金支払開始日に被保険者が生存されているとき	年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日における計算基礎率(予定利率・予定死亡率等)により定まる年金額。なお、年金支払開始日における予定利率の最低保証はありません。	年金受取人

(*)年金支払開始日の繰下げを行った場合、繰下げ期間中を含みます。
※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

詳細 年金支払開始日の繰下げを行った場合の年金のお支払いについて詳細は「ご契約のしおり−定款・約款」の『年金のお支払い(年金支払開始日以後)』をご確認ください。

■本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、**保険料払込免除**のお取扱いはありません。

■**死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等の場合、死亡給付金などはお支払いできません。**

参照 P36「注意喚起情報 9」および「ご契約のしおり−定款・約款」の『死亡給付金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

<学資積立プランについて特にご留意いただきたい点>

■この保険は契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや保険料払込免除のお取扱いはありません**(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払い込みをしていただく必要があります)**。

5 ご契約の諸基準について

	充実みらいグローバル	充実みらいグローバル<学資積立プラン>
指定通貨(*1)	米ドル、豪ドル	
契約年齢(*1)(*2)	0歳～75歳(被保険者の満年齢)	0歳～8歳(被保険者の満年齢)
保険料払込期間(*1)	10年～50年	10年～18年
保険料払込期間満了年齢	19歳～85歳	10歳～18歳
据置期間	0年～15年	0年～8年
年金支払開始年齢	19歳～85歳	10歳～18歳
保険料払込方法	月払い・6か月定期一括払(*3)・12か月定期一括払(*3)・全期前納(*4)(*5)	
保険料払込経路(*6)	口座振替扱い・クレジットカード扱い(*7)	
取扱単位	円貨払込額建：千円単位	
最低円貨払込額(*8)	年金種類 / 保険料払込期間(20年以下／20年超) 5年確定：円貨払込額の合計額150万円以上かつ円貨払込額8,000円以上／円貨払込額の合計額100万円以上かつ円貨払込額5,000円以上 10年確定：円貨払込額の合計額200万円以上かつ円貨払込額5,000円以上 15年確定：円貨払込額の合計額300万円以上かつ円貨払込額5,000円以上	円貨払込額の合計額120万円以上
最高基準金額(*9)	15億円	

(*1)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢、保険料払込期間、指定通貨があります。
(*2)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。
(*3)**6か月定期一括払とは半年に1回、6か月分の円貨払込額を一括してお払い込みいただく方法です。12か月定期一括払とは年に1回、12か月分の円貨払込額を一括してお払い込みいただく方法です。この場合、一括してお払い込みいただく円貨払込額を住友生命所定の割引率で割り引きます。また、保険料は、月払いと同様、各月分の円貨払込額を毎月住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した金額となります。6か月定期一括払・12か月定期一括払のご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、未経過期間に対応する円貨払込額を払い戻します。**

次ページにつづく

(*4)全期前納とは、12か月定期一括払のご契約において、保険料払込期間満了時までの12か月定期一括払円貨払込額を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので定期一括払円貨払込額は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納定期一括払円貨払込額は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が円貨のまま積み立てておき、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の12か月定期一括払円貨払込額に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。**12か月定期一括払円貨払込額に充当後、保険料は、各月分の円貨払込額を毎月住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した金額となります。なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。**当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。ただし、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加する場合は、前納期間満了時から年金支払開始日前日まで利息をつけて円貨で据え置いておき、年金原資に充当します。**ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、前納残高があれば死亡給付金または解約返戻金等とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する円貨払込額がある場合もあわせて払い戻します**(詳細は「ご契約のしおり－定款・約款」をご確認ください)。
(*5)金利情勢によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。
(*6)第1回円貨払込額は振込みでお払い込みいただきます。
(*7)クレジットカード扱いは月払いのみのお取扱いとなります。
(*8)6か月定期一括払、12か月定期一括払の場合は、毎月の円貨払込額で判定します。
(*9)基準金額とは、保険料払込期間満了の日までに払い込むべき円貨払込額の合計相当額をいいます。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

■次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。

指定通貨／保険料(払込期間、払込方法、円貨払込額)／年金受取方法／年金支払開始年齢／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

次ページにつづく

<たのしみランクについて>

■ご契約の円貨払込額に応じて「たのしみランク」が適用されます。この場合「たのしみランク」の適用がない契約より、保険料に対する年金原資の割合が高くなります(*10)。

ランク	たのしみランク1.5万	たのしみランク3.0万
円貨払込額	15,000円以上30,000円未満	30,000円以上(*11)

(*10)円貨払込額が15,000円未満の場合は「たのしみランク」が適用されません。
(*11)円貨払込額が30,000円以上の場合、保険料に対する年金原資の割合が「たのしみランク1.5万」より高くなります。

- 6か月定期一括払、12か月定期一括払の場合は毎月の円貨払込額で判定します。
- 契約内容の変更(基準金額の減額(*12))により、「たのしみランク」が適用されなくなったり、適用される「たのしみランク」が変更されることがあります。
- 当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しています。なお、「ご契約のしおり一定款・約款」等では「保険料割引制度」と表記しています。

(*12)減額は年金支払開始日前までの期間に限り取り扱います。基準金額を減額した場合、同じ割合で円貨払込額が減額され、ご契約時から減額後の円貨払込額であったものとして、保険料および保険料積立金額を再計算します。また、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を契約者にお支払いします。なお、減額後の基準金額が住友生命の定める金額に満たない場合は、お取り扱いできません。

詳細 **適用される「たのしみランク」は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。**

⚠ ●金利情勢によっては新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

6 特約等のお取扱いについて

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

■「充実みらいグローバル」「充実みらいグローバル<学資積立プラン>」共通のお取扱い

保険料円貨払込特約(円貨払込額指定型) ※本特約は付加必須です。	●保険料を円貨でお払い込みいただきます。 ●1か月分の保険料に充当する金額として、円貨払込額を指定いただきます。 ●住友生命に円貨払込額が払い込まれた場合に、保険料の払込みがあったものとします。 ●保険料は、円貨払込額を換算基準日(*1)の住友生命所定の為替レートにより毎月指定通貨に換算した金額となります。したがって、指定通貨建の保険料は毎月変動します。 ●円貨以外でのお払込みはできません。 ●猶予期間内に保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、解約返戻金を消滅日(*2)の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。

次ページにつづく

スミセイのご家族アシストプラス	
ご家族登録サービス	●契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*3)は照会できません。 ●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ●ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 詳細 「ご契約のしおり一定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。
保険契約者代理特約	●契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 ●契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*4) ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。 ・年金等の受取人の変更　・保険料払込中でないご契約における契約者の変更 ・契約者代理人の変更 ●契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※年金等の請求手続きには同意は不要です。 ●契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。 詳細 「ご契約のしおり一定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。
被保険者代理特約	●被保険者が受取人となる年金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、年金などを請求することができます。 ●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 ・年金(年金受取人と被保険者が同一人の場合) ・配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合) 詳細 「ご契約のしおり一定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。

次ページにつづく

後継年金受取人指定特約	●年金受取人が年金支払開始日以後に死亡したときに、あらかじめ指定した後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎ、以後の年金受取人となることができます。 ●後継年金受取人の指定につきましては、年金支払開始時にご案内します。
円貨支払制度 ※本制度は主契約に組み込まれています。	●契約者または給付金・年金の受取人からのご請求があった場合には、次に定めるところにより死亡給付金、解約返戻金、年金、年金原資等を円貨にてお支払いします。 ●年金支払開始日以前に円貨での年金支払いの請求があったとき 年金支払開始日(*2)における住友生命所定の為替レートを用いて年金原資を円換算し、年金をお支払いします。 ●年金支払開始日以前に円貨での年金の一時金支払いの請求があったとき 年金支払開始日(*2)における住友生命所定の為替レートを用いて円換算してお支払いします。 ●年金支払開始日後に円貨での年金支払いの請求があったとき 請求日(*2)(*5)における住友生命所定の為替レートを用いて未払年金の現価を円換算した額および請求日(*5)の翌日における住友生命の定める率により計算した年金額を、請求日(*5)後に到来する年金支払日に年金としてお支払いします。 ●死亡給付金、解約返戻金等の円貨での支払いの請求があったとき 請求日(*2)(*5)における住友生命所定の為替レートを用いて円換算してお支払いします。

(*1)第1回円貨払込額:住友生命が円貨払込額を受け取った日の前日(*6)
第2回以後の円貨払込額:払込期月前月末日(*6)
(*2)住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
(*3)被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。
(*4)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。
(*5)書類でご請求いただいた場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日)とし、スミセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。
(*6)住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。

詳細 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおり−定款・約款」の『当社所定の為替レート』をご確認ください。

次ページにつづく

■「充実みらいグローバル」のみのお取扱い

保証期間付終身年金移行特約	●年金支払開始時にこの特約を付加することにより、ご契約時に選択された年金にかえて被保険者が生存されている限り、一生涯年金をお支払いします。 年金種類は年金総額保証付終身年金となり、被保険者が死亡された場合でも、年金のお支払総額が年金原資相当額に達するまでの期間(保証期間)は引き続き年金をお支払いします。 ●保証期間や年金額は、年金支払開始時にその時点の計算基礎率(予定利率、予定死亡率等)に基づいて設定します。 ●年金支払開始日における被保険者の年齢が住友生命の定める範囲外の場合は、保証期間付終身年金移行特約を付加することができません。
個人年金保険料税制適格特約('90)	●所定の要件(*7)を満たす場合、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加いただくことができます。 (*7)所定の要件 ●年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること ●年金受取人は被保険者と同一であること ●保険料払込期間が10年以上あること ●年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること ●この特約を付加された場合、**「基準金額の減額による解約返戻金のお支払いや配当金のお引き出しが制限されること」ならびに「年金受取人の変更ができないこと」など予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険普通保険約款とは異なるお取扱いとなります**。なお、この特約のみの解約はできません。 詳細 P34「注意喚起情報 7」および「ご契約のしおり−定款・約款」の『個人年金保険料控除について』をご確認ください。

7 配当金について

■配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡給付金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。

■配当金は円貨でお支払いします。なお、年金、死亡給付金、解約返戻金等を指定通貨でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨でお支払いします。

■**配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**

■配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

8 解約返戻金について

■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合や減額（一部解約）された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険では、予定利率および指定通貨建の保険料が毎月変動するため、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定しません。

■解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ることがあります。保険料払込期間、据置期間中の解約返戻金額については以下のとおりです。

期間	金額
保険料払込期間中	死亡給付金（既払込保険料相当額）を限度とします。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額（保険料積立金）が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。
据置期間中	保険料積立金相当額となります。

■**解約返戻金には解約控除が適用されるため、既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

【解約返戻金額の計算】

解約返戻金額（*1） ＝ 解約返戻金計算基準日（*2）の保険料積立金相当額 － 解約控除

（*1）死亡給付金額が上限となります。

（*2）ご契約を解約・減額（一部解約）する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日（書類に不備がある場合は完備された書類が住友生命に到着した日）とし、スミセイダイレクトサービスで解約をご請求された場合は、ご請求された当日をいいます。

【解約控除について】

■解約または減額（一部解約）された場合にご負担いただく費用です。この費用は解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数（*3）に応じた控除率を保険料積立金（減額（一部解約）の場合は、減額（一部解約）部分に対応する金額）に乗じた金額となります。

（*3）実際に保険料（円貨払込額）が払い込まれている期月までの期間で判定します。

参照 解約控除についてはP29・30「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

9 為替リスクについて

■円貨払込額を指定通貨に換算した保険料は、住友生命所定の為替レートの変動に応じて、毎月増減します。

■**為替レートの変動により、「死亡給付金、解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回るおそれがあります。**

■特に保険料払込期間中の死亡保障は、既払込保険料相当額に抑えているため、為替レートの変動によっては、「死亡給付金や解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回ります。

【為替リスクの例（米ドルの場合）】

円貨払込額を指定通貨（保険料）に換算する場合

円貨払込額：10,000円の場合

住友生命所定の為替レート（1米ドルあたり）	90円	100円	110円
指定通貨に換算した保険料	111.12米ドル	100.00米ドル	90.91米ドル

指定通貨建の死亡給付金等を円貨に換算する場合

死亡給付金額：10,000米ドルの場合

住友生命所定の為替レート（1米ドルあたり）	90円	100円	110円
死亡給付金の円換算額	90万円	100万円	110万円

※為替レートに変動がない場合でも住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されているため、損失が生じるおそれがあります。

10 契約日について

■契約日とは、契約年齢などの計算の基準となる日（保険料の計算基準日）をいい、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料（円貨払込額）のお払込みが完了した時から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。

11 お客さまにご負担いただく費用について

■お客さまにご負担いただく費用は「保険料払込期間中にかかる費用」「据置期間中にかかる費用」「解約時や減額時にかかる費用」「年金支払期間中にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 P29・30「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご確認ください。

注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています**。「契約概要」および「ご契約のしおり－定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。

■特に死亡給付金などをお支払いできない場合（P36 9 ）など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください**。

■また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください**。（P33 5 ）

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■保険契約関係費

a 保険料払込期間中にかかる費用(*1)

・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます（別途お払い込みいただくものではありません）。

b 据置期間中にかかる費用(*1)

・死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます（別途お払い込みいただくものではありません）。

（*1）これらの費用は、被保険者の年齢、性別、払込期間、経過期間によって異なりますので表示しておりません。また、円貨払込額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料割引制度が適用され、ご負担いただく費用が割り引かれます。

c 解約時や減額時にかかる費用（解約控除）

・解約返戻金額を計算する際は、保険料積立金相当額に一定割合（契約日からの経過年数(*2)に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引きます(*3)。

［所定の控除率］

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	31.0%	13.0%	7.6%	4.8%	3.2%	2.1%

契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
控除率	1.4%	0.83%	0.38%	0.03%	0%

（*2）実際に保険料（円貨払込額）が払い込まれている期月までの期間で判定します。

（*3）保険料払込期間中、計算された金額が既払込保険料相当額を上回る場合、既払込保険料相当額を解約返戻金としてお支払いします。

次ページにつづく

d 年金支払期間中にかかる費用

・年金を管理するための費用であり、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。（2024年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。）

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料（下表のTTMとの差額）が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート(*4)
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM(*5)－50銭
円貨払込額を指定通貨（保険料）に換算する場合	TTM(*5)+50銭
配当金、未経過期間に対応する円貨払込額、全期前納された定期一括払円貨払込額の残額等を指定通貨で受け取る場合	

（*4）住友生命所定の為替レートは2024年4月現在のものです。今後変更することがあります。

（*5）TTM（対顧客電信売買相場仲値）とは、TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の仲値です。
本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。
・TTS（対顧客電信売相場）：お客さまが円貨を外貨に交換（外貨を購入）するときに適用される一般的な為替レート
・TTB（対顧客電信買相場）：お客さまが外貨を円貨に交換（外貨を売却）するときに適用される一般的な為替レート
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用

年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

円貨払込額を指定通貨に換算した保険料は、住友生命所定の為替レートの変動に応じて、毎月変動します。また、為替レートの変動により、**「死亡給付金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り損失が生じるおそれがあります**。

また、次の点もご確認ください。

- 為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- 保険料（円貨払込額）を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

次ページにつづく

年金額は契約時には定まっていません。

実際の年金額は年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます。また、保険料積立金額は、年金支払開始日前まで毎月見直す予定利率や、円貨払込額を住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料に基づいて計算されますので、契約時点では将来の保険料積立金額は定まっていません。そのため、年金額は契約時には定まっていません。

1 申込み時（クーリング・オフ制度）

申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の交付日(*1)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(*2)によりクーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

（*1）電磁的交付の場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

（*2）電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

●クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、**親権者（または後見人）の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者（または後見人）の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。**書面には親権者（または後見人）の氏名（署名）もあわせて記入してください。

申し出方法

＜書面の場合＞

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間（8日以内）に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく必要事項	申込者または契約者等の氏名（署名）、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 **＜保険料を払込み済みの場合＞** **（契約者本人名義の返金先口座を記入してください。）** 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

次ページにつづく

＜電磁的記録の場合＞

クーリング・オフ可能期間（8日以内）に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html

●クーリング・オフがあった場合、すでに払い込まれた円貨払込額を払い戻します。

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

2 申込み時（告知）

告知は不要です。

●本商品への契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。

・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせいただくことです。

●被保険者が病院等の医療機関に入院中の場合や、余命宣告を受けている場合には、**申込みをお断りさせていただきます**。

※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に取り扱います。

3 申込み時・請求時（確認訪問）

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

●住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、給付金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。

●契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

4 申込み時（保障の開始）

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、第1回保険料（円貨払込額）の払込みが完了した時から契約上の保障を開始（責任開始）します。

【保障の開始（責任開始）例】

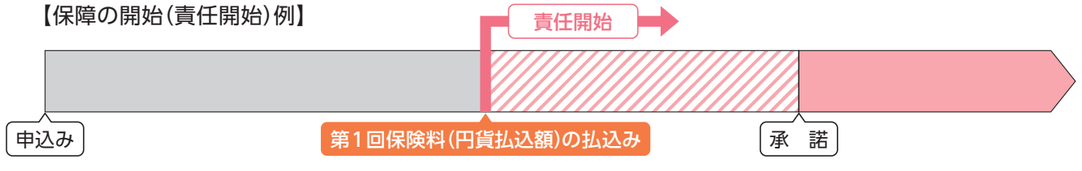

●契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。

●募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

5 申込み時（現在の契約を解約・減額して申し込む場合）

現在の契約を解約・減額して、本商品（新たな契約）の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 本商品（新たな契約）の保障を開始（責任開始）する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品（現在の契約）と本商品（新たな契約）の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

6 契約後（保険料の払込みがない場合）

猶予期間内に保険料（円貨払込額）の払込みがない場合、契約は消滅します。

- 保険料（円貨払込額）は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日に消滅し、**死亡給付金などのお支払いができなくなります**。
- 保険料（円貨払込額）の払込みが行われずに契約が消滅した場合、消滅日（*）における為替レートにより解約返戻金を円換算してお支払いします。

（*）住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、消滅日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

- 消滅後、契約の復活の取扱いはありません。

詳細 猶予期間内に保険料（円貨払込額）の払込みがないことにより消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『保険料のお払込みがなくご契約が消滅する場合』をご確認ください。

7 契約後（解約と解約返戻金）

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 払込保険料は預金とは異なり、一部は死亡給付金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。また、同様に、基準金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ることがあります**。
- この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金額の上限を死亡給付金額（既払込保険料相当額）としているため、**住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額（保険料積立金）が死亡給付金額を上回った場合でも、解約返戻金は、保険料積立金を下回ります**。
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約（または基準金額を減額）すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- 解約返戻金額は、解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額に一定割合（契約日からの経過年数（*1）に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引いた金額となります（*2）。

［所定の控除率］

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	31.0%	13.0%	7.6%	4.8%	3.2%	2.1%

契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
控除率	1.4%	0.83%	0.38%	0.03%	0%

（*1）実際に保険料（円貨払込額）が払い込まれている期月までの期間で判定します。

（*2）保険料払込期間中、計算された金額が既払込保険料相当額を上回る場合、既払込保険料相当額を解約返戻金としてお支払いします。

- 年金支払開始日以後、解約の取扱いはできません。ただし、年金支払開始日以後、一時金での受取りを希望される場合は、残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます（年金総額保証付終身年金の場合は、保証期間中であれば、残存保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます）。**年金支払開始日以後に一時金で受け取った場合、受取総額が年金原資や既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 個人年金保険料税制適格特約（'90）を付加された場合、基準金額の減額に伴う解約返戻金は住友生命所定の利率で年金支払開始日まで積み立て、年金の増額にあてます（そのため、**基準金額の減額時に解約返戻金を受け取ることはできません**）。なお、この特約のみの解約はできません。

参照 解約返戻金についてはP27「契約概要 8」をご確認ください。

詳細 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『解約返戻金のお支払い（年金支払開始日前）』をご確認ください。

8 契約後（スミセイのご家族アシストプラスについて）

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

- ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。

詳細 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

- 住友生命所定の手続きとは、住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、年金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります**。
- 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症（器質性認知症）または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です（＊）**。
（＊）年金等の請求手続きには同意は不要です。
- 契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
- 将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『（1）保険契約者代理特約』をご確認ください。

●被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる年金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が年金などの請求を行うことができる制度です。

- 年金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

●契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

9 請求時（お支払いできない例）

死亡給付金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

【死亡給付金などをお支払いできない場合の例】

●死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

●保険料（円貨払込額）の払込みがなく、**契約が消滅した場合**

●詐欺により**契約が取り消された場合**や、死亡給付金の不法取得目的があって**契約が無効になった場合**
（なお、すでに払い込まれた保険料（円貨払込額）は払い戻しません。）

●死亡給付金の**免責事由に該当した場合**
（例：責任開始日から起算して３年以内の自殺によるとき、受取人などの故意によるときなど）

10 請求時（手続きとお願い）

お客さまからの請求に応じて、死亡給付金をお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

●請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください**。
（連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。）

●手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおり－定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

11 諸制度（相互会社制度）

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

●住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。

●住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

12 諸制度（経営破綻時などの取扱い）

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります**。

●住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります**。

13 諸制度（税金の取扱い）

ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

●この保険は、保険料円貨払込特約（円貨払込額指定型）を付加し、保険料を一定額の円貨（円貨払込額）でお払い込みいただきます。そのため、お払い込みいただいた円貨払込額については、円建の契約と同様に取り扱います。

●円貨払込額は、その年の個人年金保険料控除（個人年金保険料税制適格特約（'90）を付加された場合）または、一般生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

●円貨払込額以外の税務上の取扱いについては、以下の基準により指定通貨を円換算したうえで、円建の契約と同様に取り扱います。

		円換算日	換算時の為替レート（＊1）
解約返戻金（＊2）		解約返戻金計算基準日	円換算日（＊3）最終のTTM
年金	所得税（雑所得）の対象となる場合	毎年の年金支払日	円換算日（＊3）最終のTTM
	贈与税の対象となる場合	年金受給権取得日	円換算日（＊3）最終のTTB
死亡給付金	所得税（一時所得）の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日（＊3）最終のTTM
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日（＊3）最終のTTB

（＊1）住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
（＊2）解約返戻金が源泉分離課税の対象となる場合の為替レートは、円換算日（＊3）最終のTTBとなります。
（＊3）住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
・年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

●年金支払開始日までに解約された場合には、解約返戻金から必要経費（お払い込みいただいた円貨払込額の合計額）を差し引いた金額に対して課税されます（＊4）。ただし、保険料（円貨払込額）の払込方法が全期前納の場合、解約された時期によっては源泉分離課税が適用され、税額が源泉徴収されることがあります。

契約から5年以内に解約された場合	契約から5年経過後に解約された場合
20.315%（＊5）の源泉分離課税	所得税（一時所得）（＊6）＋住民税

（＊4）基準金額の減額を行った場合で、減額部分の解約返戻金額が必要経費（お払い込みいただいた円貨払込額の合計額）を上回ったときも同様の取扱いとなります。
（＊5）（2037年12月31日まで）復興特別所得税を含みます。
（＊6）｛（解約返戻金）＋（配当金）－（お払い込みいただいた円貨払込額の合計額）（＊7）－（特別控除50万円）｝× 1/2
で計算した所得について課税されます。なお、特別控除額50万円は各々の契約の解約返戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。
（＊7）減額があった場合は、お払い込みいただいた円貨払込額の合計額から、すでに受け取った解約返戻金に対する必要経費合計額が差し引かれます。

次ページにつづく

●契約者・被保険者・年金受取人・死亡給付金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い	
年金	契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金	所得税（雑所得）・住民税
	契約者と年金受取人が別人の場合	年金受給権取得時	贈与税（年金の評価額に対して課税）
		毎年の年金	所得税（雑所得）・住民税
死亡給付金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税	
	契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合	所得税（一時所得）・住民税	
	契約者・被保険者・死亡給付金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税	

詳細 「ご契約のしおり－定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務にかかわる説明は2024年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

14 預金との違いについて

本商品は預金ではありません。

本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。

15 生命保険に関するお問合せ先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口 **0120-506081**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

主なサービス内容

●契約内容に関するご照会
●各種手続き方法に関するご案内（＊）
●苦情・相談受付
等

（＊）住所、電話番号および契約内容の変更・給付金等の支払手続きに関するご照会等

●この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

●生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※生命保険相談所または各地の連絡所の連絡先がご不明の場合は、住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」（公益財団法人生命保険文化センター作成）を参考としてご一読ください。ホームページ（https://www.jili.or.jp/）でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

MEMO

MEMO

2026年 生命保険料控除拡充のお知らせ

2025年11月版
募集補助資料

子育て支援に関する政策税制として、2026年（令和8年）分の所得税において、子育て世帯に対する生命保険料控除が拡充されます。

■ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

2026年分（2026年1月～12月）の所得税において、**契約日が2012年1月1日以降の保険契約の保険料**にかかる一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、**現行の控除限度額（4万円）に対して、2万円上乗せされます。**

【控除限度額（契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合）】

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除 所得控除限度額		介護医療保険料控除 所得控除限度額		個人年金保険料控除 所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

一般生命保険料控除については、23歳未満の扶養親族がいる場合、控除限度額は6万円 になります。

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除 所得控除限度額		介護医療保険料控除 所得控除限度額		個人年金保険料控除 所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	**60,000円**	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除を合計した所得税の所得控除限度額は現行の年間12万円から変更ありません。
※契約日が2011年12月31日以前の保険契約の保険料を合わせて支払った場合にも、一般生命保険料控除の所得税の所得控除限度額は6万円（現行：4万円）となります。
※住民税は所得控除限度額の増額はありません。
※本措置にかかる一般生命保険料控除の計算式は以下のとおりです。

【ご参考】

年間払込保険料	所得控除額
30,000円以下	払込保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	払込保険料×1/2＋15,000円
60,000円超 120,000円以下	払込保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律60,000円

保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり－定款・約款」等を必ずご確認ください。

記載の内容は2025年8月現在の税制に関する情報（令和7年度税制改正に基づく）です。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。最新の税制に関する情報は財務省ホームページ等をご確認ください。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

［募集代理店］
SMBC 三井住友銀行
株式会社三井住友銀行

［引受保険会社］
住友生命保険相互会社
本　社　〒540-8512　大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435（大代表）
〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp
住友生命　検索

代業-25-0031　SSSW0A1L25 -V1-0009000